

令和7年度倉吉市学生地域活動推進事業費補助金募集要項

1 趣旨

この補助金は、倉吉市内において活動する学生団体に対し、その活動費を補助することで、若者の挑戦を後押しし、その活動や地域住民との交流を促進するとともに、当該地域への愛着を醸成し、地域課題の解決や地域の活性化につなげることを目的として交付します。

2 対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する鳥取県内の大学、大学院、専修学校、高等学校に在籍する2名以上のグループとします。ただし、高等学校に在籍するグループは、在籍する学校の推薦書及び法定代理人（保護者等）の同意書（参考様式2）を添付してください。

3 対象となる事業

地域課題の解決や地域の活性化に向けて倉吉市内で取り組む事業とします。

（事業例）

- ・ 中山間地の高齢者の買い物を支援する活動
- ・ 地域で長く続いている行事を支援する活動
- ・ 空き家を活用した地域交流
- ・ 観光客の集客が見込めるイベントの実施
- ・ 観光商品の開発、販売 など

4 応募できる申請数

1グループあたり、1申請です。

5 補助率・補助金額

補助率 10/10

上限額 10万円

※予算の範囲内で交付します。予算が無くなり次第終了します。

6 補助対象経費

補助事業の実施に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費とします。補助事業者在籍する学校の管理運営にかかる経常的な経費、人件費、工事請負費、構成員に対する個人給付にあたる経費、食糧費（補助事業の実施に必要なものを除く）、補助対象として不適当と認められる経費は補助対象外となります。

【対象となる経費、対象とならない経費の例】

事項	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
報償費	講師謝金、協力者への謝礼等	グループ構成員の謝礼
旅費	自宅又は学校から補助事業の実施場所までの交通費（実費）	自家用車の同乗者の交通費

需用費	事務用品、ストーブの灯油、チラシの印刷費等	飲食費、備品購入費（2万円以上のもの）
役務費	郵便料、振込手数料、保険料等	
使用料及び賃借料	会場使用料、物品使用料、機材借上料等	事務所の家賃

7 受付期間

令和7年5月1日から随時受付します。

8 提出書類

- (1) 補助事業等交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 見積書
- (5) グループ概要書（参考様式1）
- (6) 学校からの推薦書及び法定代理人（保護者等）の同意書（参考様式2）※高等学校に在籍するグループのみ

9 書類提出先

倉吉市総務部企画課（担当：木藤）

〒682-8611 倉吉市葵町722番地

電話 0858-22-8161 FAX 0858-22-8144

電子メール kikaku@city.kurayoshi.lg.jp